

武蔵野市地球温暖化対策地域プラン（案）への意見及び市の対応・見解

- 1 募集期間 平成 29 年 6 月 1 日から 21 日まで
- 2 意見書 3 件 （電子メール 3 件）
- 3 主な意見及び市の対応・見解

章	No.	主なご意見の要約	市の対応・見解
第 3 章	1	<p>P 9 温室効果ガスの目標値が国と同じ数値となっている。武蔵野市の部門別排出量構成比から荷重平均を計算すると全体で約 37% となり、国基準の 26% では削減量が少なくないか。</p> <p>目標数値について、部門別の成果目標を設定するべきではないか。具体的な対策を計画したり、成果を検証するプロセスにおいて、有効性を判断しやすくなるのではないか。</p>	<p>市域における温室効果ガス削減目標については、環境省の策定ガイドラインに基づき、国の温暖化対策計画の数値を踏まえて、市民にとって分かりやすいシンボリックな数字として 2030 年度に 2013 年度比 26% 減を採用しています。</p> <p>部門別の成果目標を設定することについては、温室効果ガスの排出量は、今後の電気の二酸化炭素排出係数や技術革新の状況により大きく変動することから、目標数値を積み上げるコストや有効性を総合的に勘案し、行っていません。</p>
	2	<p>温室効果ガスの削減のためには、エネルギー消費の削減だけで達成するのではなく、電力の二酸化炭素排出係数を下げることで削減できる。地域の削減目標の設定にあたり、エネルギー消費量の削減分と、電気の排出係数の低下分を分けて想定し、排出係数低下については国に対して再生可能エネルギーの普及政策の強化を求めているかどうか。</p>	<p>温室効果ガス削減には、エネルギー消費の削減と、排出係数の減少につながる再生可能エネルギーの普及の両輪で取り組んでいくことが重要であることは本市も同じ認識です。</p> <p>目標数値は、意見 1 の対応のとおりとなりますが、ご意見に基づき P 7 に「再生可能エネルギーの普及」に関する記載を追記しました。</p> <p>また国や都へは再生可能エネルギー普及政策の強化の要望を行っていきたいと考えます。</p>

第4章	3	<p>削減目標達成のために、一定の強制力を伴うルール化を含め、○新築住宅のソーラー設置検討義務化によるZEH住宅の普及、○省エネ家電の設置促進、○飲料自動販売機の設置規制、○電力温水器の新規設置禁止、既存機器置き換え○地域新電力の設立、再エネ電気供給等といった実効性のある大胆な具体策を実施していくべきではないか。</p>	<p>目標達成のための具体策については第四期環境基本計画に位置づける施策を実施していくこととなります。本市の地域特性に合わせ、家庭部門・業務部門が中心となりますが、毎年の環境基本計画の進行管理の中で本プランとしても内容や実績等の進行管理をしていきます。</p> <p>提案いただきました事例は具体策を検討する中で参考にさせていただきますが、強制的な措置については議論を深める必要があると考えています。</p>
全般的事項	4	<p>温暖化対策は国が行う範疇の仕事であり、市の取組には限界がある。このような計画を市でつくることに実効性があるのか。市があまり関与できない排出係数の変動により、実績も大きく変わり目標の達成可否が決まる。</p> <p>また、温暖化対策は原発政策とも連動があり、その観点からも国が管理する領域ではないか。</p> <p>市が計画を作るとしても簡素なものでよい。この計画をつくるためにかけた時間やコスト等を公開すべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
その他	5	<p>(その他、表現やレイアウトに関するご意見や要望)</p>	<p>ご意見を踏まえて、適宜各ページの記述を修正しました。</p>